

定例記者会見（9 月）次第

○日 時 令和 7 年 8 月 28 日（木）

午前 11 時～

○場 所 第三委員会室

<出席者>

酒田市／市長、副市長、総務部長、企画部長、地域創生部長、
危機管理監、市長公室長

酒田記者クラブ／各社

幹事社／河北新報・T U Y

1 開 会

(1) 市長発表事項

- ・ 令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による災害に係る被災者生活再建支援金の申請期間の延長について（危機管理課）

(2) 酒田記者クラブ 代表質問〔加盟幹事社〕

(3) 酒田記者クラブ フリー質問〔加盟各社〕

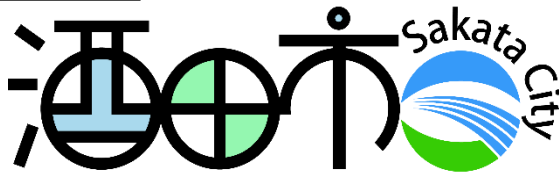
(4) 酒田記者クラブ加盟社以外の報道機関 フリー質問

(5) その他

2 閉 会

◆その他配布資料

- ・ 復旧・復興事業の進捗等実施状況
- ・ 酒田市まちなかランドデザインチラシ
- ・ PayPay 第 6 弾 酒田市ポイント還元キャンペーンチラシ



令和 7 年 8 月 28 日

酒田記者クラブ加盟社 各位

令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による災害に係る 被災者生活再建支援金の申請期間の延長について

このたび、令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による災害に係る被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期間が延長になりました。

◆ポイント

- 被災者生活再建支援金は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し生活の再建を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給されるものです。
- ・この支援金は、基礎支援金と加算支援金で構成されており、被災区分により金額が異なるものですが、半壊以上の被災区分の判定を受けた世帯が災害起因のやむを得ない理由により住家を解体した場合は、解体世帯として全壊世帯と同様の支援金が支給されます。
- ・通常の申請期間は、基礎支援金については発災後 13 か月以内、加算支援金については 37 か月以内です。
- ・やむを得ない事情があると認められる場合は、適用災害、適用市区町村ごとに延長される場合があり、このたび下記のとおり申請期間の延長を行うものです。

○延長の対象地域／酒田市

○延長する期間／基礎支援金 令和 7 年 8 月 25 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

○延長を行う理由／解体業者が混雑している状況であり、被災世帯の世帯主における、住宅の再建に着手する期間が長期化しているため

●お問い合わせ／危機管理課 佐藤千尋

Tel 26-5701、FAX 24-5464

E メール kikikanri@city.sakata.lg.jp

令和6年8月23日

防災くらし安心部

被災者生活再建支援法の適用について（酒田市）

令和6年7月25日からの大雨による災害について、下記のとおり、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害に該当すると認め、同法を適用することとしましたので、お知らせします。

これにより、今回の大雨にかかる同法の県内の適用団体は、遊佐町と酒田市の1市1町となります。

記

- 1 適用市町村 酒田市
- 2 発生日（決定日） 7月25日（8月23日）

- 3 適用基準
被災者生活再建支援法施行令第1条第2号

酒田市における住宅被害		
全壊	半壊	床上浸水
10以上	—	—

※今後の調査によって変動することがあります。

- 4 支援内容
住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、酒田市に申請することにより、公益財団法人都道府県センターから被災者生活再建支援金（最大300万円）が支給されることとなります。

【問合せ先】

山形県防災くらし安心部防災危機管理課
課長補佐（防災担当）木島

電話 023-630-2230

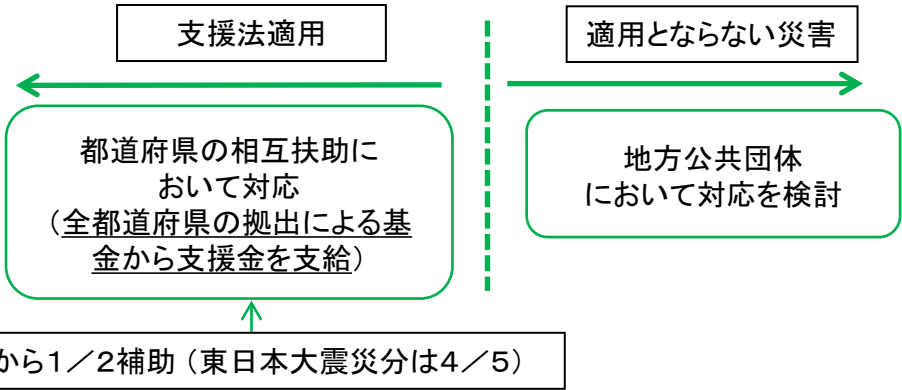
報道監 防災くらし安心部次長(兼)

危機管理広報監 小泉

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 適用要件

- ① 災害救助法の適用基準のうち1号又は2号を満たす市町村
- ② 全壊世帯が10世帯以上の市町村
- ③ 全壊世帯が100世帯以上の都道府県
- ④ ①又は②の都道府県内で、全壊世帯が5世帯以上の市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①から③の区域に隣接し、全壊世帯が5世帯以上の市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①から③の都道府県が2以上ある場合、
 - ・全壊世帯が2世帯以上の市町村（人口5万人未満に限る）
 - ・全壊世帯が5世帯以上の市町村（人口10万人未満に限る）

3. 支援金の支給額

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

制度の対象となる世帯	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
・ 全壊 (損害割合50%以上) ・ 解体 ※1 ・ 長期避難 ※2	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	150万円
・ 大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	100万円
・ 中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25万円	25万円

※ R2臨時国会で対象に追加（R2.7月豪雨も対象に含む。）

- ※1 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ※2 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

4. 支援金の支給申請

（申請窓口） 市町村
（申請時の添付書面） 基礎支援金： 罹災証明書、住民票 等
加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等

（申請期間）基礎支援金： 災害発生日から13月以内
加算支援金： 災害発生日から37月以内

被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条第1項)のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村(※)

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30	1,000,000人未満	1,000
5,000人以上 15,000人未満	40	1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
15,000人以上 30,000人未満	50	2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
30,000人以上 50,000人未満	60	3,000,000人以上	2,500
50,000人以上 100,000人未満	80		
100,000人以上 300,000人未満	100		
300,000人以上	150		

(※) 1号適用:別表第1の被害が発生した市町村
2号適用:別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村
(住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる)

② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村

- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県

- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)

- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)

- ⑥ ①～③の都道府県(※)が2以上ある場合に、
全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万以上10万未満のものに限る)
全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万未満のものに限る)

(※) ①、②の都道府県は、市町村を含む都道府県を指す

酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンターによる訪問等記録（基本方針１関係）〔担当課：地域福祉課〕 R7.8.15現在

・訪問対象世帯（単位：世帯）

区分	みなし仮設	在宅	公営住宅等	合計
令和7年3月	8	210	38	256
令和7年4月	7	212	37	256
令和7年5月	7	215	34	256
令和7年6月	7	219	30	256
令和7年7月	7	222	27	256
令和7年8月	7	222	27	256

※訪問対象世帯は、主に準半壊以上の被災世帯

・訪問等件数（単位：件）

区分	訪問	電話	来所	その他	合計
令和6年度※	802	35	8	9	854
令和7年4月	143	9	0	6	158
令和7年5月	164	15	2	2	183
令和7年6月	158	24	1	6	189
令和7年7月	212	10	1	2	225
令和7年8月	75	3	0	1	79
合計	1,554	96	12	26	1,688

※令和6年度は、令和6年11月から令和7年3月まで

・相談内容（単位：件）

相談内容	越冬	家族関係	経済面	居住関係 （仮設）	居住関係 （再建）	就労関係	介護・ 福祉関係	健康・ 医療関係	その他	要望なし	合計
令和6年度※	116	24	25	26	203	4	13	96	85	109	701
令和7年4月	0	3	6	4	39	1	4	31	23	23	134
令和7年5月	0	4	6	0	47	0	0	34	32	34	157
令和7年6月	0	6	7	4	56	0	3	29	29	38	172
令和7年7月	0	6	6	3	31	0	5	27	36	58	172
令和7年8月	0	2	0	1	9	0	0	7	5	28	52
合計	116	45	50	38	385	5	25	224	210	290	1,388

※令和6年度は、令和6年11月から令和7年3月まで

・見守り区分（単位：世帯・％）

区分	A：重点訪問		B：定期訪問		C：不定期訪問		D：訪問の必要なし		未訪問・調査中等		合計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和7年3月	40	15.6	68	26.6	29	11.3	1	0.4	118	46.1	256	100.0
令和7年4月	45	17.6	96	37.5	50	19.5	2	0.8	63	24.6	256	100.0
令和7年5月	40	15.6	101	39.5	54	21.1	2	0.8	59	23.0	256	100.0
令和7年6月	39	15.2	116	45.3	71	27.7	14	5.5	16	6.3	256	100.0
令和7年7月	32	12.5	125	48.8	74	28.9	16	6.3	9	3.5	256	100.0
令和7年8月	27	10.5	126	49.3	79	30.9	17	6.6	7	2.7	256	100.0

※訪問頻度の目安 A：1か月以内に再訪問 B：2～3か月以内に再訪問 C：3～4か月以内に再訪問 ただし、支援状況を見て変更もありうる。

・再建支援区分（単位：世帯・％）

区分	再建可能世帯		日常生活支援世帯		住まいの再建 支援世帯		日常生活・住まいの 再建支援世帯		未判定		合計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和7年3月	27	10.5	9	3.5	17	6.6	10	3.9	193	75.5	256	100.0
令和7年4月	103	40.2	15	5.9	44	17.2	17	6.6	77	30.1	256	100.0
令和7年5月	154	60.2	17	6.6	53	20.7	18	7.0	14	5.5	256	100.0
令和7年6月	177	69.2	17	6.6	32	12.5	18	7.0	12	4.7	256	100.0
令和7年7月	193	75.4	8	3.1	32	12.5	12	4.7	11	4.3	256	100.0
令和7年8月	212	82.8	12	4.7	27	10.5	5	2.0	0	0.0	256	100.0

・ふるさとカフェ等開催実績（単位：回・人）

	西荒瀬地区		八幡地区		松山地区		市街地・その他		合計	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
令和6年度※	3	16	9	171	3	44	1	6	16	237
令和7年4月			3	66	1	17	1	5	5	88
令和7年5月			2	37	1	16			3	53
令和7年6月			3	59	1	17			4	76
令和7年7月			2	65	1	18	1	10	4	93
令和7年8月			1	13					1	13
合計	3	16	20	411	7	112	3	21	33	560

※令和6年度は、令和6年12月から令和7年3月まで

各種インフラの復旧状況（基本方針２・３関係） R7.8.15現在

１．インフラの種類ごとの被害概要

種類	復旧が必要なインフラ等	主な被害
道路	東横線など24件	法面崩壊、路肩決壊等
橋梁	大平沢橋など4件	高欄破損及び落橋
河川	熊沢川など11件	河岸洗堀、護岸決壊等
公営住宅	市営住宅荒町団地（12戸）	住宅の床上・床下浸水、フェンスの破損等
農道	鳥海南麓幹線農道ほか	法面崩落、路肩崩落等
農業用施設	揚水機場、幹線水路ほか	土砂等堆積、機器損傷等
農地	田・畑	土砂等堆積、畦畔損傷等
水道施設	荒瀬川水管橋など12施設	水道管の断裂・損傷等
下水道施設	八幡浄化センターなど2施設	水没による処理機能停止
農業集落排水施設	青沢地区農業集落排水施設	擁壁崩壊

２．復旧事業の進捗状況

種類	担当課又は 担当機関	復旧が必要なインフラ等の名称	被害の概要	進捗状況	工事着手時期または 着手予定時期	工事完了時期または 完了予定時期	備考（具体的な進捗状況） ※災害査定中、工事発注済など
農業用施設	農林水産課	山本排水路	堆積土砂撤去	工事完了	R6.8	R6.12.12	応急仮工事により完了
農業用施設	農林水産課	常禪寺堰	取入ゲート、水路復旧	工事完了	R6.8	R7.3.27	応急仮工事により完了
農業用施設	農林水産課	南野前田堰、大俣堰	堆積土砂撤去	工事完了	R6.8	R7.3.27	応急仮工事により完了
農業用施設	農林水産課	大蒸野揚水機場	ポンプ、モーター、電気設備、付帯設備等更新	工事完了	R6.8	R7.3.28	応急本工事により完了
農業用施設	農林水産課	新豊井堰揚水機場	減速機交換	工事完了	R6.8	R7.3.17	応急本工事により完了
農業用施設	農林水産課	白玉堰	堆積土砂撤去	工事完了	R6.8	R7.3.28	応急本工事により完了
農業用施設	農林水産課	新堀揚水機	揚水ポンプ等更新	工事完了	R6.8	R7.3.27	応急仮工事により完了
農業用施設	農林水産課	新堀第二揚水機場	揚水ポンプ等更新	工事完了	R6.8	R7.3.27	応急本工事により完了
農業用施設	農林水産課	落野目揚水機場	揚水ポンプ等更新	工事完了	R6.8	R7.3.27	応急本工事により完了
農業用施設	農林水産課	横根山揚水機場設備	仮設ポンプ等設置	工事発注済	R6.8	R7.12.26	工事発注済
農業用施設	農林水産課	平田揚揚水機場	揚水ポンプ等更新	工事完了	R6.8	R7.2.7	応急本工事により完了
農業用施設	農林水産課	宮内揚水機場	ポンプ、モーター、電気設備、除塵機等更新	工事発注済	R7.3	R8.1.30	工事発注済
農業用施設	農林水産課	宮内導水路	堆積土砂撤去	工事発注済	R7.6	R7.8.8	工事完了
農業用施設	農林水産課	福島揚水機	ポンプ、モーター、電気設備、除塵機等更新	工事発注済	R7.3	R8.10.12	工事発注済
農業用施設	農林水産課	新豊井導水路	堆積土砂撤去	工事完了	R7.3	R7.5.26	工事完了
農業用施設	農林水産課	興休揚水機場導水路、物見森沢堰	堆積土砂撤去	工事完了	R7.3	R7.5.30	工事完了
農業用施設	農林水産課	横根山揚水機場	揚水ポンプ等更新	工事発注済	R7.7	R8.3.27	工事発注済
農業用施設	農林水産課	奥井揚水機場	揚水ポンプ等更新	工事完了	R7.2	R7.4.30	工事完了
農業用施設	農林水産課	新堀揚水機場	揚水ポンプ等更新	工事発注済	R7.3	R8.3.19	工事発注済
農業用施設	農林水産課	新豊井堰揚水機場、下井皿揚水機場	流量計、合流制水弁、除塵機、電動機等更新	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	農林水産課	茨堰揚水機場、郷之眼第二揚水機場	流量計、合流制水弁、除塵機、電動機等更新	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	農林水産課	前門揚水機場、観音寺・日向川右岸地区圧力伝送装置	流量計、合流制水弁、除塵機、電動機等更新	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	農林水産課	横根山揚水機場	防水壁・防水扉	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	農林水産課	宮内揚水機場	建屋止水対策 入口・搬入口扉交換、通気口閉塞	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	農林水産課	福島揚水機場	窓サッシ交換、入口・シャッター交換、通気口閉塞	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	農林水産課	藤塚揚水機場	入口・シャッター交換	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	農林水産課	平田揚揚水機場	防水壁・防水扉	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	農林水産課	大蒸野揚水機場	解体工・基礎工・木工・板金工	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	農林水産課	新堀揚水機場	防水壁設置・建屋防腐処理	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農地・農業用施設	農林水産課	宮海・穂積・塚刈・米島地内 農地・農道・水路	土砂撤去	工事発注済	R7.5.30	R8.3.31	工事発注済
農地	農林水産課	刈屋地内 農地	土砂撤去	工事発注前	R7.8.4	R8.3.31	工事発注済
農地・農業用施設	農林水産課	中台線 地見興屋地内 農地・水路	道路崩落等 土砂撤去	工事発注前	R7.7.29	R7.12.16	工事発注済
農地・農業用施設	農林水産課	北青沢・大蕨・下青沢地内 農地・農道・水路	土砂撤去、道路崩落等	工事発注前	未定	未定	公告→不調
農地・農業用施設	農林水産課	升田地内 農地・水路・畦畔	土砂撤去、畦畔復旧	工事発注前	未定	未定	公告→不調
農地・農業用施設	農林水産課	草津・泥沢・下黒川・新出地内 農地・農道・水路	土砂撤去、道路法面の崩落等	工事発注前	未定	未定	公告→不調
農業用施設	農林水産課	鳥海南麓11号線	道路崩落等	工事発注前	未定	未定	公告→不調
農地・農業用施設	農林水産課	山寺・西坂本・北俣・小林・山元地内 農地・農道・水路・畦畔	土砂撤去、畦畔復旧、道路法面の崩落等	工事発注前	R7.8.4	R8.3.31	工事発注済
農業用施設	農林水産課	鳥海南麓5号線	道路崩落等	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	農林水産課	ニタ子線、鳥海南麓重倉線 常禪寺堰、石田堰、三保六堰、前田堰	道路崩落等 土砂撤去、堰堤・水路復旧等	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	農林水産課	下黒川線	道路崩落等	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	農林水産課	中牧田地内 農道 才形堰	法面の崩落等 頭首工復旧	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
道路	土木課	東横線	法面の崩壊等	工事完了	R6.9	R6.12.20	応急本工事により完了
道路	土木課	緑沢線	法面の崩壊等	工事発注済	R7.5	R7.8.29	工事発注済（第３工区）
道路	土木課	前山線	法面の崩壊等	工事発注前	R7.8	R8.3.31	県の復旧計画との調整中
道路	土木課	古升田線	法面の崩壊	工事発注済	R7.5	R8.3.27	工事発注済（第２工区）
道路	土木課	日潟線	道路崩落	工事発注前	R7.8	R8.3.31	農地復旧との調整中
道路	土木課	大平沢線	法面の崩壊	工事発注済	R7.5	R7.8.29	工事発注済（第３工区）
道路	土木課	六助早田線	護岸欠壊	工事発注済	未定	未定	荒瀬川改修工事との調整が必要
道路	土木課	新出升田線	道路流出及び路肩欠壊	工事完了	R6.8	R7.3.31	応急本工事により完了
道路	土木課	升田大台野線	道路崩落等	工事発注済	R7.5	R7.9.30	工事発注済（第１工区）
道路	土木課	大芦沢貝沢線	道路崩落	工事発注済	R7.5	R8.3.9	工事発注済（第５工区）
道路	土木課	三保六李代線	道路流出及び護岸欠壊	工事発注済	中止	中止	荒瀬川改良工事により復旧
道路	土木課	芦沢線	路肩欠壊等	工事発注済	R7.5	R8.3.9	工事発注済（第５工区）
道路	土木課	上青沢河ヶ沢線	舗装流出等	工事発注済	R7.5	R7.10.20	工事発注済（第６工区）

道路	土木課	北境境川線	法面崩落等	工事発注済	R7.3	R7.11.21	工事発注済（第7工区）
道路	土木課	鳥海南麓1号線	法面崩落	工事発注済	R7.3	R7.11.21	工事発注済（第7工区）
道路	土木課	田沢新田南田沢線	路肩欠壊	工事発注済	R7.3	R7.11.21	工事発注済（第7工区）
道路	土木課	桜の里線	路肩欠壊	工事発注済	R7.4	R7.9.11	工事発注済（第10工区）
道路	土木課	十二滝線	路肩欠壊等	工事発注済	R7.5	R7.11.28	工事発注済（第8工区）
道路	土木課	上青沢海ヶ沢線	路肩欠壊	工事発注済	R7.5	R7.11.28	工事発注済（第8工区）
道路	土木課	鳥越山線	路肩欠壊	工事発注済	R7.3	R7.11.21	工事発注済（第7工区）
道路	土木課	辰ヶ湯線	法面崩落	工事発注済	R7.5	R7.9.16	工事発注済（第9工区）
道路	土木課	早坂家ノ前線	護岸欠壊	工事発注前	未定	未定	荒瀬川改修工事との調整が必要
道路	土木課	経塚線	法面崩落	工事発注済	R7.5	R7.9.16	工事発注済（第9工区）
道路	土木課	白糸線	道路崩落	工事発注済	R7.5	R7.9.16	工事発注済（第9工区）
橋梁	土木課	大平沢橋	高欄破損	工事発注済	R7.5	R7.6.30	工事発注済（第3工区）
橋梁	土木課	草田橋	高欄破損、護岸決壊	工事発注済	R7.8	R7.9.30	工事発注済（第4工区）
橋梁	土木課	君畑橋	落橋	工事発注前	未定	未定	県の復旧計画との調整中
橋梁	土木課	谷地田橋	落橋	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
河川	土木課	熊沢川	河岸洗堀	工事発注済	R7.5	R7.10.31	工事発注済（第12工区）
河川	土木課	滝ノ沢川	河岸洗堀	工事発注済	R7.5	R8.2.10	工事発注済（第11工区）
河川	土木課	塚沢川	河川閉塞、護岸決壊	工事発注済	R7.5	R7.12.26	工事発注済（第13工区）
河川	土木課	前貝沢川	護岸欠壊	工事発注済	R7.5	R7.8.29	工事発注済（第14工区）
河川	土木課	沢ノ内川	護岸欠壊	工事発注済	R7.6	R8.2.27	工事発注済（第15工区）
河川	土木課	湯ノ沢川	背面盛土流出	工事発注済	R7.11	R8.2.27	工事発注済（第15工区）
河川	土木課	平沢川	護岸欠壊	工事発注済	R7.4	R8.1.16	工事発注済（第16工区）
河川	土木課	矢流川	護岸欠壊	工事発注済	R7.5	R7.11.7	工事発注済（第17工区）
河川	土木課	内山川	護岸欠壊	工事完了	R7.4	R7.7.31	工事完了（第18工区）
河川	土木課	新井田川	護岸欠壊	工事発注済	R7.5	R7.11.7	工事発注済（第17工区）
河川	土木課	大俣川	護岸欠壊	工事発注前	R7.10	R8.3.31	
公営住宅	建築課	市営住宅荒町団地（12戸）	住宅の床上・床下浸水、フェンスの破損等	工事発注前	R6.8(応急対応) R7.8(住宅復旧)	R7.11	応急対応済 R6年度は応急対応のみ実施（床下の泥出し、消毒、乾燥）
水道施設	工務課	荒瀬川水管橋	水管橋の流失	工事発注済	R7.5	R8.3	応急仮復旧済、工事発注済（麓地内）
水道施設	工務課	谷地田橋水道添架管	水道添架管の断裂	工事発注前	未定	未定	応急仮復旧済、橋の架け替えに合わせて施工予定（調整中）
水道施設	工務課	三保六橋水道添架管	水道添架管の断裂	工事発注済	R7.6	R8.3	応急仮復旧済、工事発注済（上青沢地内ほかその2）
水道施設	工務課	君畑橋水道添架管	水道添架管の断裂	工事発注済	R7.6	R7.12	応急仮復旧済、工事発注済（下青沢地内ほかその1）
水道施設	工務課	芦沢橋水道添架管	水道添架管の損傷	工事発注済	R7.6	R8.3	応急仮復旧済、工事発注済（上青沢地内ほかその2）
水道施設	工務課	家の前橋水道添架管	水道添架管の断裂	工事発注前	未定	未定	応急仮復旧済、施工時期調整中
水道施設	工務課	白玉橋水道添架管	水道添架管の損傷	工事発注前	未定	未定	応急仮復旧済、施工時期調整中
水道施設	工務課	中台橋水道添架管	水道添架管の損傷	工事発注済	R7.6	R8.3	応急仮復旧済、工事発注済（上青沢地内ほかその2）
水道施設	工務課	配水管（国道344号）	水道管の断裂	工事発注済	R7.3	R8.3	応急仮復旧済、工事発注済（上青沢地内ほかその1）
水道施設	工務課	配水管（一般県道鳥海公園青沢線）	水道管の損傷	工事発注済	R7.3	R8.3	応急仮復旧済、工事発注済（上青沢地内ほかその1）
水道施設	工務課	配水管（市道大戸沢貝沢線）	水道管の断裂	工事発注済	R7.3	R8.3	応急仮復旧済、工事発注済（上青沢地内ほかその1）
水道施設	工務課	配水管（市道古升田線）	水道管の断裂	工事発注済	R7.3	R8.3	応急仮復旧済、工事発注済（上青沢地内ほかその1）
下水道施設	工務課	八幡浄化センター	水没による処理機能停止	工事発注済	R7.5	R9.3	仮設運転実施中、工事発注済（日本下水道事業団との工事委託協定）
下水道施設	工務課	松山浄化センター	水没による処理機能停止	工事完了	R6.7	R6.8	仮設運転実施中（統合予定のため仮設で完了）
農業集落排水 処理施設	工務課	青沢地区農業集落排水処理施設	荒瀬川の氾濫による擁壁崩壊	工事発注前	未定	未定	応急仮復旧済、河川改修に合わせて施工予定（調整中）

酒田市まちなかグランドデザインを策定します。

本市の中心市街地は、社会情勢の変化などにより空洞化が進行しています。

市街地中心に位置する中町エリアを再び人が行き交い集うまちとするため、目指すまちの姿や実現のための施策などを「酒田市まちなかグランドデザイン(以下「グランドデザイン」)」としてまとめる予定です。

グランドデザインの策定に当たり、今後市民の皆さんの意見を聞く機会を設けますので、参加してください。

今後、グループミーティングや、パブリックコメント、アンケートなど、市民の皆さんの意見やアイデアを募集する場を設けていく予定です。随時酒田市広報や市のホームページなどでお知らせします。

皆さんからのご意見・アイデアを随時受付中!

市民参加型合意形成
プラットフォーム

さかポス

詳しくはチラシの裏面をご覧ください。



グランドデザインの
骨子(たたき台)については、
酒田市ホームページを
参照してください。



8月31日(日)にいろは蔵パークで、グランドデザインをテーマにした「タウンミーティング」を開催します

第3回タウンミーティングin 酒田 **参加無料!**

ーみんなで考える・まちなかの未来ー

テーマ「酒田市まちなかグランドデザインについて考える」

8/31 日 午後2時～4時

※同じテーマで令和7年度内に全3回開催予定です。

●場所:いろは蔵パーク内「無印良品 酒田」 ●対象:小学5年生以上(小学生は保護者同伴必須) ●人数:先着20人

お申し込み方法 [8月4日(月)午前10時より受付開始]

①無印良品店舗へ直接申込

いろは蔵パーク内「無印良品 酒田」店舗へ
直接申込、または電話0234-25-0586で申込

②アプリから申し込み

無印良品スマートフォンアプリ「MUJI PASSPORT」から申し込み
「MUJI PASSPORT」は無印良品ホームページよりダウンロードできます。▶



お問い合わせ

酒田市役所 企画部 都市デザイン課 まちなかデザイン係

TEL.0234-26-6274 E-mail toshi-design@city.sakata.lg.jp

本WEBアンケートは令和7年7月31日に締結した「酒田市と株式会社Liquitousとのデジタル変革による対話を通じた市民参加の推進に向けた連携に関する協定」に基づく実証実験として実施します。



さかポス

さかたの声を集めるポスト。 さかたの未来に想いをポスト。

<https://sakata-city.liqid.jp/>

酒田市から皆さんへの質問や投票形式でのアイデア募集などを掲載しています。詳しくはチラシの裏面をご覧ください。

さかポス で何ができるの？

「さかポス」に入ると、酒田市から皆さんへの質問をのせています。

そこに、皆さんの意見や考えを書くことができます。

投票形式で一番いいと思うものを選んでもらいたい質問もあります。

参加方法

パソコン、スマートフォンで二次元コードを読み込んでください。

参加できる人

酒田市に関心のある方なら、どなたでもご参加いただけます。

さか ポス



こちらから
アクセス！

STEP 1 まずはアカウントを作成しよう

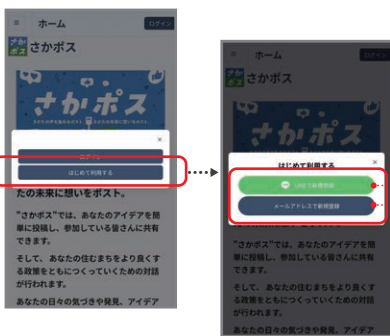
1

右上のコードを読み取り後※1
赤枠部分の表示をタップする



2

「はじめて利用する」をタップ、
アカウント作成画面からLINEで新規登録
またはメールアドレスで新規登録をタップ

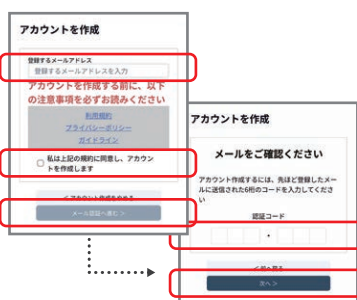


LINEで新規登録の場合

タップするとLINEアプリが立ち上がりしますので、
注意事項をお読みの上、認証を許可してください。

メールアドレスで新規登録の場合

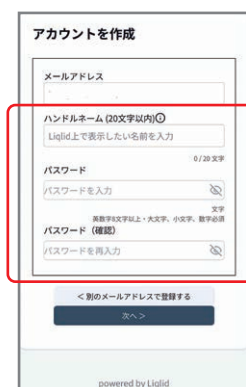
メールアドレスを入力、規約に同意の上、
認証コードを取得・入力



3

「ハンドルネーム」と
「パスワード」を設定して完了！

※簡易的なアンケート画面が
表示される場合もございます。

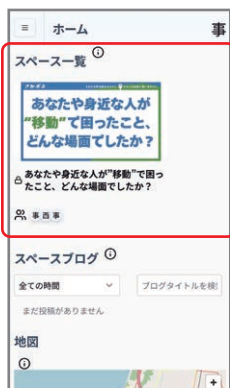


※1: 二次元コードを読み取れない方は右記のURLをブラウザに入力してください。 URL: <https://sakata-city.liqid.jp/>

STEP 2 意見を投稿しよう

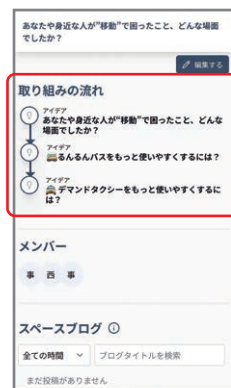
1

ホーム画面の「スペース一覧」から
気になるスペースを選択



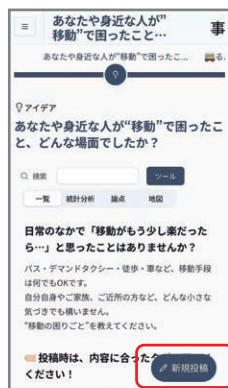
2

「取り組みの流れ」から
意見募集テーマを選ぶ



3

画面右下の
「鉛筆マーク」を押す



4

アイデアを入力!タグや位置情報
なども入力できます



5

アンケートへ
回答してください **初回のみ**



※ご利用されているブラウザや端末によって見え方が異なる場合があります。

お問合せ先

まちなかグランドデザインに
関すること

●酒田市役所 企画部 都市デザイン課 まちなかデザイン係
TEL.0234-26-6274
E-mail toshi-design@city.sakata.lg.jp

さかポスの登録等に
関することについて

●酒田市役所 総務部 市長公室 行政経営係
TEL.0234-43-8321
Eメール sk-kocho@sakata.lg.jp

デジタルが得意でない方も参加できます。
右記までご意見をお伝えください

開催期間
2025年

9月1日 ▶ 9月30日

家計とお店を応援！ 酒田のお店で最大10%戻ってくるキャンペーン

対象店舗でPayPayでお支払いすると※1

PayPayポイント

第6弾



最大

10%

戻ってくる

あののん

もしえのん

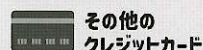
対象店舗はPayPay
アプリの「近くのおトク」
から確認

付与上限

1,000ポイント/回、3,000ポイント/期間

対象支払い方法

対象外



一覧はこちら



※変更になっている場合がありますので、ご利用前に各店舗にご確認ください。

●本キャンペーン・掲載内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※1 クレジットカード、PayPay商品券は対象外。PayPayカードでのお支払いは「PayPayクレジット」以外は対象外です。※2 PayPayデビットはPayPayが提供している支払いサービスです。*税金の納付、行政サービス利用料、商品券・プリペイドカード・回数券その他の有価証券、調剤、保険適用医療費、たばこ等の購入は対象外 *付与されるPayPayポイントはPayPay/PayPayカード公式ストアでの利用可能。出金・譲渡不可。*複数のキャンペーンが適用される場合、付与額が高いものが適用され、重複適用されない場合があります。重複適用された場合でも、付与率は最大66.5%となります。*一部店舗のキャンペーン適用については、事前に購買情報の取得・利用に関し同意いただく必要があります。*詳細はPayPay HPをご確認ください。

[キャンペーン実施主体]山形県酒田市 [業務受託者]PayPay株式会社

近くのおトク

スマホで

かんたん 登録・お支払い

アプリにお金をチャージしてQRコードをお店で見せる、またはスキャンするだけ！



STEP 1

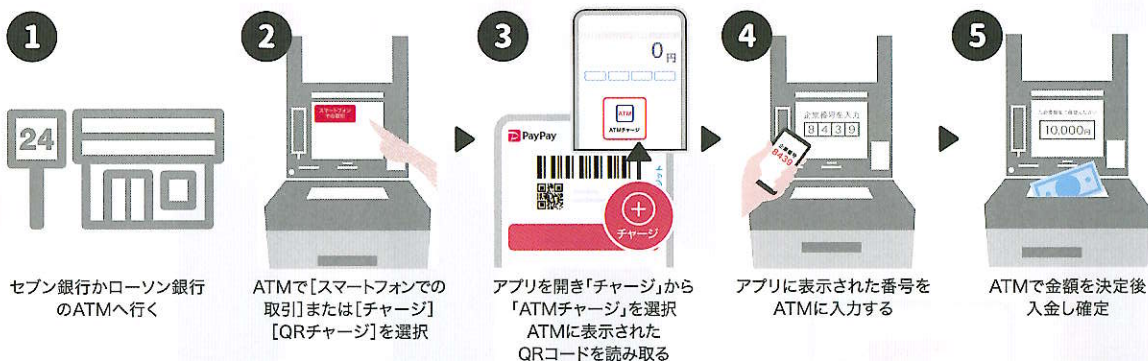
最短1分

アプリを
ダウンロード
して登録



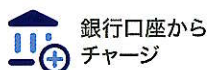
STEP 2

アプリに
お金を
チャージ



セブン銀行・ローソン銀行の口座がない方も、現金チャージすることができます。

セブン銀行・ローソン銀行が近くなくても、スマホでチャージができます



銀行口座から
チャージ



詳しくは
こちら



*チャージ後のPayPay残高はアプリの残高画面で確認ができます。*ローソン銀行ATMからのチャージは、おつりがでない場合があります。*ATMチャージは株式会社セブン銀行の登録商標です。
*画像は全てイメージです。*QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。*登録方法は変更になる場合があります。

PayPay 使い方相談会

アプリの入れ方から
チャージ方法、実際の
使い方まで丁寧に
ご説明いたします。

ソフトバンク酒田みずほ

9/1(月)~9/30(火)
10:00~19:00

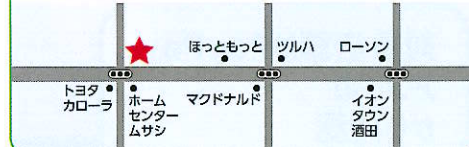
要予約 ☎0234-21-3220



ソフトバンク酒田ゆたか

9/1(月)~9/30(火)
10:00~19:00

要予約 ☎0234-33-0015



定休日は店舗ホームページをご確認ください。

●お問い合わせ

PayPayアプリに関するお問い合わせ

PayPay
カスタマーサポート
窓口



その他のお問い合わせ

酒田市商工港湾課
☎0234-26-5361
平日8:30~17:15